

霧島市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の制定について

霧島市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 18 日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉の増進に資するため、社会福祉法(昭和26年法律第45号)の定めるところにより設置された社会福祉法人(以下「社会福祉法人」という。)に対し、同法第58条第 1 項の規定に基づき、本市が助成を行う場合の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成)

第 2 条 市長は必要があると認めるときは、社会福祉法人に対し予算の範囲内において助成を行うことができる。

(助成の申請)

第 3 条 社会福祉法人は、前条の規定による助成を受けようとするときは、あらかじめ所定の申請書を市長に提出しなければならない。

(決定)

第 4 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、助成の目的を有効に達し得るかどうかを審査して助成の可否を決定するものとする。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(暫定施行条例の廃止)
- 2 平成17年11月7日から暫定施行した国分市社会福祉法人の助成の手続に関する条例
(昭和44年国分市条例第15号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日の前日までに、旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の
行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(提案理由)

社会福祉法人に対する助成を行うことを目的に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定により、平成17年11月7日から暫定施行している国分市社会福祉法人の助成の手続に関する条例（昭和44年国分市条例第15号）を廃止し、本条例を制定しようとするものである。